

# 「相続」にするために

# 準備

## 財産を把握し、活かし方を考えよう

### 「相続」は遺された家族への思いやり

人生100年時代といわれます。これから的人生を豊かに過ごすための「終活」に取り組む人も多い中、その総仕上げともいえるのが「相続」の準備ではないでしょうか。相続というと縁起でもない、と先延ばしにするケースも多いようですが、残された家族（相続人）に対しての思いやりの1つかもしれません。

相続は死亡したその人の財産（全権利や義務）を配偶者や子どもなどの関係者が引き継ぐことです。遺す人を被相続人、引き継ぐ人を相続人と呼び、その関係性で相続する分配も異なってきます。このことから相続人がトラブルにならないように、生前にご自身の財産を把握し、しっかりと対策を取つておくことが大切になります。

また、相続する財産によっては、相続人が相続税を支払う必要があります。税の支払期限は、相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内ですが、書類を取り揃える時間など手続きも多く、早い段階から財産を把握して手続きや協議を早めに開始する必要があります。こうしたことも含め 生前から家族で話し合つておくことも大切になつてきます。家族は仲が良いから心配ないと思わないことがトラブルを避けることにもつながります。

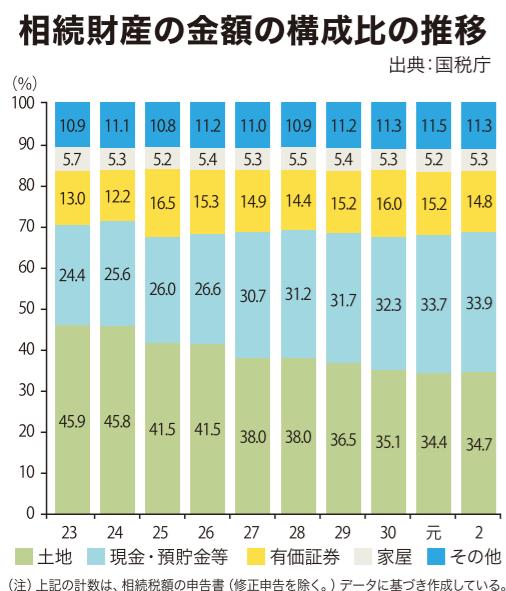
### 【全相続財産の40%を占める不動産】

相続は金銭的（預貯金、有価証券など）なものだけではなく、土地や家屋といった不動産もあります。国税庁の発表（2021年12月）によると、2020年の相続財産のうち不動産（土地・家屋）は60691億円となり、全相続財産の40%を占めています。不動産などの財産は、預貯金や有価証券などと異なって分配しにくいため、相続争いの原因となることがあります。1つの不動産を複数の相続人で相続することは難しいし、複数の不動産があつても評価額の高い不動産を巡るもめごとが起きるかもしれません。思い出が詰まつた家屋や土地が原因で遺された家族がもめるることは避けたいものです。

### 【将来を見据えた人生設計を】

保有財産の1つである不動産を売却することで「相続しやすい現金化にしておく」という選択肢も視野に入れておきたいものです。例えば古い戸建てを売却し、利便性の高いマンションへ住み替え、残ったお金を生活資金や相続に充てるケースや老人ホーム・福祉施設など高齢者施設への入居費用と生活資金にするケースなどがあります。このことは相続だけではなく、住み替えや高齢者施設への入居なども含めて将来を見据えたライフスタイルを描くことにつながるのではないか。また、認知症や入院が必要となつた場合の不動産管理や整理は誰がするのかなどの不安や悩みを軽減することにも役立つと考えられます。

弊社は不動産や法律、税金などのプロフェッショナルと連携し、安心や平和のために生かされるものです。不動産相続を失敗させず、家族がいつまでも笑顔で過ごせるように、弊社にご相談ください。



M E M O

相続税には基礎控除額が設定されています。法定相続人の人数に合わせて正味の遺産額から基礎控除額を差し引きます。基礎控除額は、次の計算式から求められます。**基礎控除額 = 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数**  
配偶者には配偶者の税額軽減制度が適用されます。取得する相続財産が1億6000万円以下または法定相続分以下の場合、配偶者への税金はかかりません。また、相続人が未成年の場合、未成年者控除が適用されます。  
不動産（土地・建物）をお持ちの方が亡くなつても、相続登記がされないケースが数多く存在しており「所有者不明土地問題」として、社会問題になっています。



## 新栄グループでできること

### 家の住み替えを検討する

戸建てからマンション、マンションから賃貸や老人ホームや施設など幅広くご対応可能です。

### リースバックを検討する

ご自宅を売却した後も賃貸としてそのまま住み続ける事ができます。

### 住宅ローンの借り換えを検討する

弊社ファイナンシャルプランナーがご相談に対応させていただきます。

### 売却を検討する

ご自宅だけでなく相続した不動産や賃貸中（投資）物件も取り扱い可能です。

### 賃貸経営管理のお手伝い

煩わしい管理業務がなくなり家賃収入を受け取るだけになります。

### 税についての相談をする

弊社提携司法書士、顧問弁護士と一緒に解決できるようお手伝いいたします。

法律・税務についてのご相談は内容により弊社顧問弁護士、提携税理士、司法書士と連携してご相談を承ります。



アンピール 新栄グループ since1970 新栄不動産販売株式会社

## 新栄グループの総合力で、不動産のお悩みをワンストップスピード解決

新栄グループは、1970年、新栄住宅株式会社の創業以来、福岡都市圏を中心約9,800戸※の「アンピールマンション」の供給をはじめ、マンション、ビル、戸建てなどの管理、リフォーム、戸建て住宅、仲介・買取り再販、賃貸など、さまざまな事業を展開する総合不動産企業グループです。お客様の大切な資産運営をグループ各社の連携、ノウハウ、地元企業ネットワークを駆使してサポートいたします。

※2022年4月現在(販売中物件を含む)



個別相談会実施中、匿名相談も承っております。

0120-654-321

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目11-25 営業時間／10:00～17:00(水曜定休日)

福岡県知事(1)第19171号 福岡県宅地建物取引業協会会員

アンピール仲介

検索



先着  
100名様に  
プレゼント

令和4年版  
絵と図表でわかる  
相続・贈与の税金



絵と図表を使って、相続や贈与に関する税務のポイントを、最新の税制改正事項を踏まえ、わかりやすく解説。